

令和8年度観光産業の生産性向上・人材確保に係る 専門家派遣事業

【公募要領】

(申請期間：再々追加公募分)

令和8年8月3日(月)から令和8年8月31日(月)17時まで

※上記期間中、随時審査を行います。

予定選定数を超えた場合は、期間中であっても公募を終了する場合があります。

- 事業申請書は、三重県ホームページより取得してご提出ください。
- 本事業は、専門家を派遣し、観光事業者の生産性向上や人材戦略の構築に関する取組を支援するものです（補助金事業ではありません）。
- **再々追加公募では、対象テーマを人材戦略のみに限定しています。**

(本事業に関するお問い合わせ先)

- ご不明な点があれば、下記までお問い合わせください。

三重県観光部観光戦略課

Tel : 059-224-2830

(平日8:30~17:15※土日祝を除く)

Mail : kankost@pref.mie.lg.jp

令和8年7月

三重県観光部観光戦略課

※令和8年7月31日改訂：改訂部分赤字

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

観光産業は他産業と比べて生産性が低く、さらに人手不足も深刻となっており、将来を見据えた経営基盤の強化が喫緊の課題となっています。

本事業は、令和7年度に引き続き、専門家によるコンサルティングによって観光事業者の生産性向上の取組や人材戦略の構築を支援し、観光事業者の経営状況の改善や人材確保に繋げるとともに、取組の成果等をまとめた事例集の作成、成果報告会の開催により横展開を図ることで、県内観光産業全体の経営基盤強化をめざすことを目的とします。

(2) 事業の内容

支援対象となった観光事業者(以下、「支援対象者」という。)は、専門家によるコンサルティングを受けながら、生産性向上や人材戦略の構築に取り組みます。

支援対象者は無償でコンサルティングを受けることができます。ただし、コンサルティング以外の経費(例：IT ツールの導入費、求人広告の利用費等)が発生する場合は、支援対象者の負担となります。

本事業は、有限責任監査法人トーマツ及びパーソルワークスイッチコンサルティング株式会社が受託しており(以下、「受託者」という。)、受託者が支援対象者の現状を分析のうえ、適当な専門家を派遣し、コンサルティングを行います。

【コンサルティングの対象となるテーマ】

▼生産性向上に関するテーマ：①～⑧ (有限責任監査法人トーマツが受託者)

- ① マーケティング・PRの強化による誘客力の向上
- ② サービスの質の向上と提供サービスに見合った料金設定
- ③ 業務改善による効率化
- ④ IT化・機械化による効率化
- ⑤ シフト改善による人材配置の効率化
- ⑥ マニュアル整備による業務の標準化と効率化
- ⑦ 光熱水費の削減
- ⑧ その他無駄の削減

▼人材戦略に関するテーマ：⑨～⑬

(パーソルワークスイッチコンサルティング株式会社が受託者)

- ⑨ 採用戦略・採用計画及び採用プロセスの見直し(採用活動全体の整理)
- ⑩ 人材獲得に向けた認知・関心喚起の強化
- ⑪ 人材育成の方針検討と体制強化
- ⑫ 早期離職防止・定着率向上
- ⑬ 働きやすい環境づくり

※再々追加公募では、コンサルティングの対象となるテーマを【人材戦略に関するテーマ】のみに限定します(生産性向上に関するテーマは募集を終了しました)。

(3) 事業スケジュール (予定)

時期	内容
4月14日～	申請開始
5 月中・下旬	支援対象者決定、事業開始
5月18日～	追加公募開始
6月中・下旬	(追加公募分)支援対象者決定、事業開始
6月22日～ 7月31日	再追加公募開始 随時支援対象者を決定し、事業開始
8月3日～ 8月31日	再々追加公募開始 随時支援対象者を決定し、事業開始
支援決定 ～7・8・9月	経営実態・課題の把握、分析 (専門家によるヒアリング及び現地視察を含む)
8・9月～3月	改善施策の提案、施策の実施
3 月	成果報告会

2. 事業要件

(1) 申請要件

本事業の対象は、県内で宿泊施設、観光施設、土産物店、体験事業のいずれかを営む事業者（以下、「観光事業者」という。）、またはDMO・観光協会とします。

なお、以下の要件を全て満たさなければ申請は認められません。

- ア. 専門家によるコンサルティングを受けながら、支援対象者が主体となり生産性向上の取組や人材戦略の構築に積極的に取り組む意欲があること。
- イ. 受託者の求めに応じ、経営状況を把握することができる資料・データ（例：財務諸表(P/L)、仕入れ管理表、シフト及び勤務状況確認資料、採用実績、就業規則等）の提出、ヒアリング・現地視察、事例集への事例掲載（必要に応じデータの公表）、成果報告会での事例発表等に合意できること。
- ウ. 本事業を実施する上で必要な体制を有していること。
- エ. 事業終了後も、継続的に生産性向上や人材戦略の構築・浸透に向けた取組を行う意欲があること。
- オ. 次のいずれにも該当するものでないこと。
 - a. 「三重県暴力団排除条例」（平成 22 年三重県条例第 48 号）を遵守しない者
 - b. 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
 - c. 暴力団（暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - d. 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を

加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者

- e. 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している者
- f. 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- g. 法令に則った営業許可を取得していない者
- h. 三重県税並びに消費税及び地方消費税に未納がある者
- カ. その他公序良俗に反した営業等を行っていないこと。

(2) 観光事業者、DMO・観光協会の定義

本事業における観光事業者とは、県内で宿泊施設、観光施設、土産物店、体験事業のいずれかを営む事業者とし、その定義は以下のとおりとします。

また、本事業におけるDMO・観光協会の定義は以下のとおりとします。

ア. 宿泊施設

不特定多数の旅行者の利用に供する県内宿泊施設の営業を行う事業者のうち、次に該当する施設とします。

【対象施設】

- ・旅館業法で規定する「旅館・ホテル営業」、「簡易宿所営業」の三重県知事又は四日市市長の許可を受けている事業者が営業する施設

【対象外の施設】

- ・旅館業法に規定の「下宿営業」施設
- ・住宅宿泊事業法に基づく届出により営業する住宅
- ・店舗型性風俗特殊営業を行う施設（いわゆるラブホテル等）
- ・その他不特定多数の旅行者を受け入れていない施設

イ. 観光施設

観光客のために提供し、次に該当する施設とします。

【対象施設】

- ・観光庁の「観光入込客統計に関する共通基準」に基づき、県や県内市町へ入込客数を報告している施設

<施設例>

レジャーランド・遊園地、温泉施設、水族館 等

【対象外となる施設】

- ・地域住民の日常利用が大半を占めている施設

<施設例>

- ・地域住民の利用が大半を占める運動施設
- ・ショッピングセンター、商店街
- ・観光施設に附属する駐車場
- ・地域住民の利用が大半を占める遊興施設・遊戯施設
(パチンコ店、ボウリング場等)

ウ. 土産物店

観光客に対して三重にちなんだ品物を販売している店舗とします。ここでいう「店舗」とは、次のいずれにも該当する店舗とします。

【対象店舗】

- ・三重県観光連盟公式サイト(観光三重)や観光協会HPに掲載されている土産物店
- ・協同組合三重県物産振興会の組合員が営む土産物店

【対象外となる店舗】

地域住民の日常利用が大半を占めている店舗

<店舗例>

ショッピングセンター、コンビニ、薬局 等

エ. 体験事業

観光客に対して三重の魅力を伝える体験事業を実施していることとします。ここでいう「体験事業」とは、次に該当する事業とします。

【対象事業】

- ・三重県観光連盟公式サイト(観光三重)、観光協会HP、じゃらん・アソビューなどのOTAサイトで掲載されている事業

<事業例>

自然体験、産業体験、文化体験、郷土料理づくり体験、工芸体験、ガイド付き施設見学、観光ガイド付きまち歩き体験 等

【対象外となる事業】

- ・地域住民の日常利用が大半を占める事業
- ・単にイベントのみを実施している事業(例：1日限定で実施するイベント等)
- ・目的地への送迎のみを目的としている事業(例：バス送迎、渡船等)
- ・地域住民を対象とした事業・施設
(例：英会話教室、水泳教室、スポーツジム、ボウリング場等)

オ. DMO

三重県内に事業所を有する観光庁登録DMO及び候補DMO

カ. 観光協会

三重県内に事業所を有する観光協会、観光振興を主たる目的とした団体

3. 支援対象者の選定

(1) 支援対象者選定の流れ

ア. 事業申請書及びその他必要書類を観光戦略課までご提出ください。

イ. 申請内容をもとに事前ヒアリングを行います(申請内容によっては、事前ヒアリングを行わない場合もあります)。

ウ. 県と受託者にて審査のうえ支援対象者を決定し、結果を通知します。

※事業申請書に記載いただく「取り組みたい具体施策」と、コンサルティングの結果が必ずしも同じ内容とはならない場合がございますので、予めご了承ください。

(2) 選定数

- ・生産性向上に関するテーマ(テーマ①～⑧)：5件程度(※募集を終了しました)
- ・人材戦略に関するテーマ(テーマ⑨～⑬)：1件程度

(3) 審査基準

提出された資料をもとに、以下の基準に基づいて審査します。

- ・経営課題に取り組む合理性があり、課題解決に向けた意欲があるか。
- ・取り組みたい内容や課題が、他事業者への横展開性が高いものか。
- ・事業を実施できる体制が整っているか。

※事業規模、地域バランスを考慮のうえ、決定する場合もあります。

(4) 選定結果の決定及び通知

令和8年5月15日（金）17時までの申請分：

5月中・下旬に申請者全員に対して結果の通知を行う予定です。

令和8年6月19日（金）17時までの申請分（追加公募分）：

6月中・下旬に申請者全員に対して結果の通知を行う予定です。

令和8年6月22日（月）から同年8月31日（月）17時までの申請分：

（再追加、**再々追加公募分**）：

公募期間中に随時審査を行い、申請者に対して結果の通知を行います。

4. 申請方法等

(1) 申請期間（**再々追加公募期間**）

令和8年8月3日（月）から同年8月31日（月）17時まで

※上記公募期間中、随時審査を行います。

予定選定数を超えた場合は、期間中であっても公募を終了する場合があります。

(2) 提出先

メールにて下記（3）提出書類を送付してください。

三重県観光部観光戦略課 Mail：kankost@pref.mie.lg.jp

※2～3営業日以内に、送信アドレスへ受領確認メールをお送りします。

万一、確認メールが届かない場合は、観光戦略課までご連絡ください。

(3) 提出書類

- ・事業申請書（指定様式）
- ・申請者の事業概要がわかる資料（パンフレット、会社案内等）

※「事業申請書」は下記三重県ホームページより取得してください。

三重県HP：<https://www.pref.mie.lg.jp/KANKOST/HP/m0369100018.htm>

(4) 留意点

- ・提出書類の内容について、ヒアリングを実施することがあります。
- ・提出書類に虚偽があった場合は、申請を無効とします。
- ・提出書類は、「三重県情報公開条例」に基づき、非開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となりますのでご了承ください。

以上